

太陽光発電施設の設置に伴う重要調整池の取扱いについて

1 基本事項

太陽光発電施設は、大規模に現在の土地形質を変更するその他の開発行為と異なり、基本的に建築行為を伴わず、休耕田や遊休地等をそのまま活用して太陽光パネルを設置する行為が一般的であることから、重要調整池設置の要否を判断する際の実態を下記のとおりとする。

太陽光発電施設整備に伴い掘削等の土地形質を変更する行為(開発行為)を行う合計面積が1ha以上となる場合に重要調整池の設置が必要となる。(一般開発の場合と同じ)

太陽光発電施設整備に伴い掘削等の行為を行った箇所を種子吹き付け等の植生により復旧する場合は、平らである、平らでないに関わらず開発後の流出係数は0.8(緑化された人工法面)とする。

単管打ち込みにより基礎をし、掘削等を行わない区域の支柱部の面積については、微少であるため開発行為面積から除く。

現状の土地利用が、山地(0.7)、森林(0.7)、原野(0.6)、畑(0.6)、樹林地(0.6)等で、太陽光発電施設整備に伴い掘削等を行った箇所を種子吹き付け等の植生により復旧する場合、流出係数は増となる。特に、樹木の伐採を伴う場合は、伐採区域全域(除根するか否かは問わない)を開発行為面積に含めるものとする。

パネル下の植生については、横及び隙間等からの日光により生育できるものとする。このため、掘削・伐採等を行わない部分については、流出係数は変わらない。

無対策の土工箇所及び露出する基礎部の流出係数は0.9(裸地等)とする。

パネル部以外の変圧、送電、蓄電施設及び送電線等の附帯構造物を設置する部分の流出係数は0.9(宅地、駐車場、裸地等)とする。

設置場所が他法令規制(森林、砂防、急傾斜、地すべり区域)にかかる場合で小段毎の排水路を要する場合、排水路部分の流出係数は1.0(水路)とする。



の場合に該当し重要調整池が不要の場合でも、植生が復旧するまでは雨水や土砂の流出のおそれがあることから、周囲に小堤(畦畔)を設ける等の措置を講じるよう指導する。

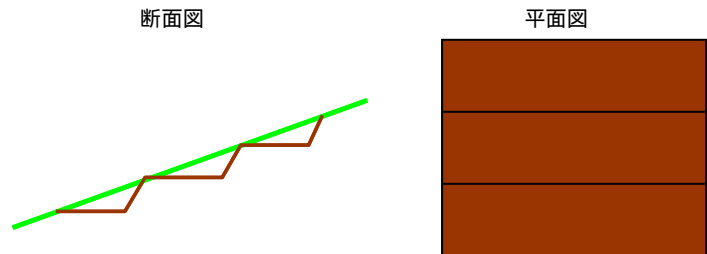
林地開発許可の申請にあたっては、総合治水条例と森林法それぞれの手法で雨水流出量を算定の上、調整池容量が大きくなる方を採用するものとする。

2 開発行為面積の考え方

土地形質を変更する開発行為面積が投影面積で 1 ha 以上となる場合に重要調整池の設置が必要となる。

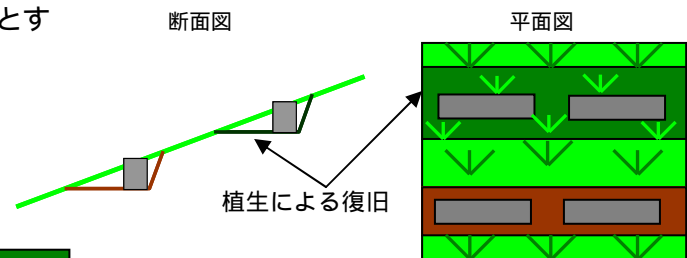
全面を造成する場合
全面を開発行為の面積とする。

元の土地利用 …… 
開発行為面積 = 





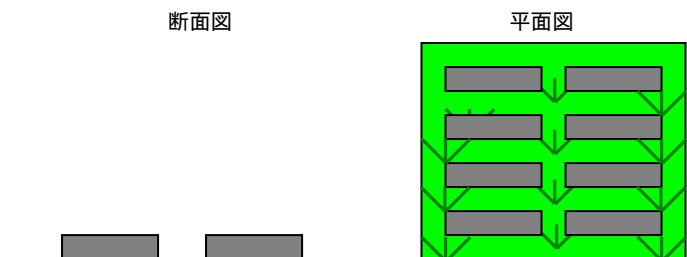
部分的に造成する場合
掘削等を行った区域を開発行為の面積とする。

元の土地利用 …… 
開発行為面積 =  +  + 

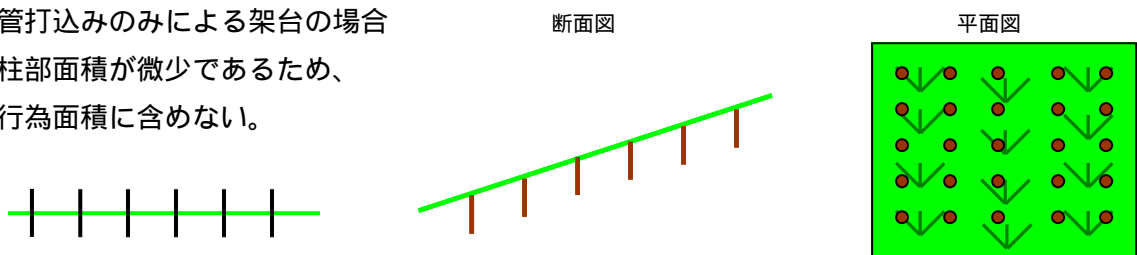


(掘削を伴わない場合)

元の土地利用 …… 
開発行為面積 = 



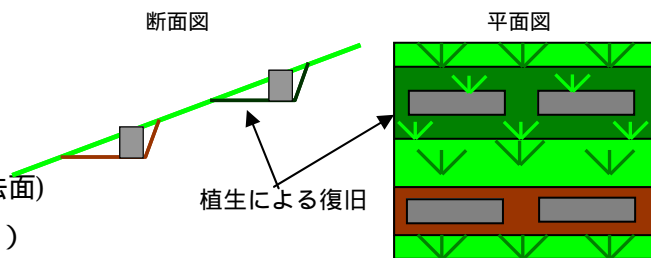
単管打込みのみによる架台の場合
支柱部面積が微少であるため、
開発行為面積に含めない。



3 重要調整池が必要となる場合の流出係数

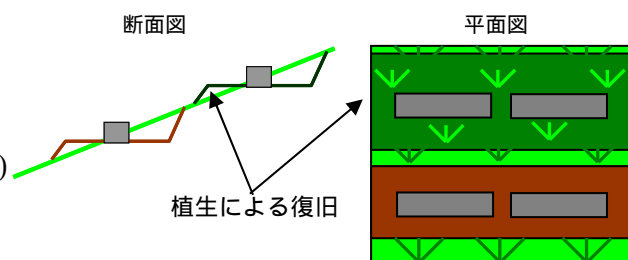
切土による造成の場合

無施工(元のまま) ……	X	(現状)
切土面(無対策) ……	0.9	(裸地)
基礎(単管打込除く) ……	0.9	
切土面(種子吹付) ……	0.8	(緑化人工法面)
切土面(張芝) ……	0.8	(緑化人工法面)



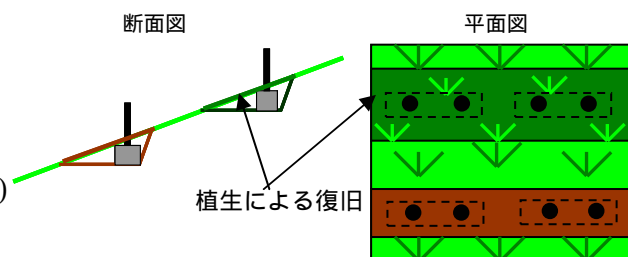
切土・盛土を併用した造成の場合

無施工(元のまま) ……	X	(現状)
切土面(無対策) ……	0.9	(裸地)
盛土面(無対策) ……	0.9	(裸地)
切土面(種子吹付) ……	0.8	(緑化人工法面)
切土面(張芝) ……	0.8	(緑化人工法面)
基礎(単管打込除く) ……	0.9	
盛土面(種子吹付) ……	0.8	(緑化人工法面)
盛土面(張芝) ……	0.8	(緑化人工法面)



基礎を埋設し支柱のみ露出する場合

無施工(元のまま) ……	X	(現状)
埋戻面(無対策) ……	0.9	(裸地)
埋戻面(種子吹付) ……	0.8	(緑化人工法面)
埋戻面(張芝) ……	0.8	(緑化人工法面)



微少のため支柱部の面積は考慮せず、
埋戻面積に対して所定の流出係数を適用する。

4 森林法の開発許可について

森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく林地開発許可においては、災害防止の観点から、太陽光パネル自体の面積に流出係数 1.0 を乗じて雨水流出量を算定することになっている（森林法の開発許可制度について（平成 26 年 6 月作成）「太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可の取扱いについて」を参照）

一方、総合治水条例第 11 条第 2 項に基づき重要調整池を設置する場合には、上記 1 及び 3 のとおり取り扱うこととしている。

林地開発許可の申請が絡む場合にあっては、総合治水条例と森林法それぞれの手法で雨水流出量を算定の上、調整池容量が大きくなる方を採用するものとし、林地開発許可権者並びに重要調整池届出先にそれぞれ協議し、了解の上で申請・届出を行うものとする。